

請 求 の 原 因

第1 本件詐欺事件の概要及び舞台となったマカオにおけるカジノの実態

1 本件の概要

本件は、被告両名が、日本とマカオに在住しながら、マカオで設立した法人を利用してマカオの有名ホテルで開催されているカジノに関して虚偽の事実を申し向けて、日本全国700名以上から少なくとも100億円近くを集めた投資被害事案である。

本件請求は、大阪市等に在住する被害者10名が原告となり提訴するものである。原告らの職業は、会社員、事務従事者、講師など様々である。

2 本件詐欺で利用されるカジノVIPルームの運営実態（甲2）

(1) マカオの有名ホテル（本件で舞台となったMGMホテルマカオを含む）で開催されるカジノの実態

マカオの有名ホテルで開かれるカジノでは、一般人によるプレイとは別に、主に中国の富裕層であるVIP客のみを対象とするプレイルームが存在している。そこでは、高額な賭けが行われるため、カジノの収益構造において重要な位置を占めている。

そのようなプレイルームをホテルから借りて、中国のVIP客をマカオに誘致してカジノで遊ばせる運営をして、莫大な利益を上げているのが「ジャンケット」と呼ばれる民間企業である。マカオには大小100を越えるジャンケットが存在するが、大手ホテルの全てに入っている「廣東会集団」、「太陽城集団」が有名な2大ジャンケットである。いずれも香港にて上場しているところ、本件は、この2大ジャンケットに係わるものである。

そして、各ジャンケットに所属し、中国からVIP客を誘致してホテルやカジノで手厚くお世話する実務を担当する「エージェント」と呼ばれる人たちが存在する。

(2) VIP客が賭ける方法（ローリングチップ・ネゴチップ）

V I P客がプレイする際は、「ローリングチップ」(被告兩名は、これを「ネゴチップ」と呼称していた)と呼ばれるチップでしか賭けることができず、V I P客は、それをジャンケットから購入するのだが、ネゴチップはそのままでは現金化することができず、勝ったときに、現金化できるチップ(「キャッシュチップ」という)が代わりに支給される。

V I P客は、何度もプレイを繰り返すので、必要に応じて中国本土からギャンブル資金を送金させているのが実態である。

第2 本件詐欺、即ち、虚偽説明の内容

1 虚偽説明の内容

被告兩名は、マカオにC Y C管理有限公司(以下、「C Y C」という)なる法人を設立し、被告Lが代表取締役、被告Kが取締役に就任したうえで、C Y Cを利用して、下記内容の架空のスキーム及び営業トークを創作して原告らに説明し、原告らを欺罔した。

記

- (1) エージェントは、前記のように、本来「人」だが、C Y Cが例外的にエージェント業務を営むとともに、他のエージェントを抱え込んで提携している。
- (2) V I P客である中国富裕層は、間断なく連続してプレイするために負けたら直ぐに次のネゴチップを必要とするが、中国側の事情でマカオに送金したネゴチップ購入資金が着金するのにタイムラグが生じるところ、エージェントに資金力があれば、エージェントが前もって購入していたネゴチップをV I P客に有償で提供することができ、引き続いてプレイしてもらうことができる。
他方、エージェントは、V I P客が消費したネゴチップの金額に応じて報酬(ローリングフィーという)を得ることができる。
- (3) C Y Cは、エージェントに、ネゴチップを貸し付ける業務を行っており、これを「コインリース事業」と呼んでいる(以下、「本件コインリース事業」という)。
- (4) 「本件コインリース事業」に出資すれば、毎月、1.5パーセント～数パーセントの配当金を得られる。出資金元本は、将来全額返還する。

(5) 出資金は、CYCに現金で交付されたあと、ジャンケットに設けられたエージェント名義の口座に入金される。

その口座は、CYCが管理しており、入金を証するために、「DEPOSIT」と題された受領証が出資者（被害者）宛てに発行される。

ところが、CYCは、そもそもエージェント業務を営んでおらず、他のエージェントを抱えて提携している事実もなく、本件コインリース事業なるものを営んでいなかった。全てが作り話であった。

2 日本における募集経緯及び被害者からの金員の流れ（別紙チャート図参照）

被告兩名つまりCYCは、大柏樹管理有限公司（代表、訴外M、甲6）、利慶顧問有限公司（代表、訴外N）、WHITE LION LTD（代表、訴外O）、訴外P等の日系企業等（以下、「日系企業等」という）に対して、前記虚偽説明をした上で、日本国内の被害者に、配当を示したうえで本件コインリース事業への資金提供を募るよう要請した。

日系企業等が被害者に出資を募った結果、前記のように、少なくとも700名以上の被害者から少なくとも100億円近くを集めた。

3 発覚等の経緯

令和2年初旬頃、配当が滞ったので不安を抱いた日系企業等が、投資家（被害者）らに代わり、CYCに元本の返還を求めたものの、CYCはこれに応じなかった。

不審を抱いた日系企業等は、本件コインリース事業が存在するのか調査し、被告兩名を追及したところ、発行されている受領証の真の作成・発行者は、MGホテルやジャンケット、エージェントではなく、CYCが偽造したものであることが判明し、被告兩名もこれを認めた。

また、日系企業等は、本件コインリース事業に伴う投資勧誘を実施するにあたって、CYCから言われて2大ジャンケットの一つである廣東会集団の法人格である「永卓娛樂都國際娛樂有限公司」との業務委託契約書を作成している。

その契約書には、廣東会の「永卓娛樂都國際娛樂有限公司」が、投資家の拠出金原本を保管していることを保証する内容が記載されている。これで日系企業等は安心していただけ、マカオ法務局で調べてみると、「永卓娛樂都國際娛樂有限公司」なる法人登記が存在しなかった。そして、その点を被告兩名に追及すると、「永卓娛樂都國際娛樂有限公司」の社判は被告らが偽造したことも認めた。

そのうえで、本件コインリース事業も存在しないことまでも認めた。

第3 共同不法行為（民法719条）

1 被告らの組織的詐欺行為

- (1) このように、被告らは、本件コインリース事業という架空の事業があたかも存在するかのように装い、日系企業等を介して原告らを含めた多数の被害者を勧誘し、前記「第2、1」記載の欺罔行為により、別紙契約内容一覧表「支払額」記載の金員を詐取した。
- (2) このような被告らの行為は、多数の被害者を騙し、多額の金員を詐取するという非常に悪質な詐欺行為であり、共同不法行為（民法719条）に該当する。

2 本来的損害

原告らは、別紙契約内容一覧表「支払額」記載の金員を被告らに支払っている。

他方で、同表「受取額」記載の金員を被告らから受け取っており、その差額が本来的損害となる（同表「本来的損害額」）。

3 弁護士費用

原告らは、本件訴訟提起のため、弁護士に依頼しており、本件が大規模な消費者被害であることからしても、弁護士に依頼することは不可欠であり、本来的損害の1割の弁護士費用が損害となる（同表「弁護士費用」）。

したがって本来的損害に弁護士費用を加えた額が損害となる（同表「損害額」）。

第4 結語

よって、原告らは被告らに対し、共同不法行為に基づく損害賠償請求権に基き、請求の趣旨記載のと通りの損害賠償を求める次第である。